平成２２年（フ）第２１３０８号
神奈川県横浜市鶴見区本町通２丁目85番地
債務者　加藤　眞孝
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉持　政勝
4　破産債権の届出期間　平成23年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３０９号
神奈川県横浜市鶴見区本町通２丁目85番地、住民票上の住所神奈川県横須賀市逸見が丘25―18
債務者　加藤　敬枝
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉持　政勝
4　破産債権の届出期間　平成23年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３２号
千葉県成田市飯田町158番地８
債務者　鹿野　重廣
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　清治
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１２３４号
東京都練馬区上石神井２丁目５－５
債務者　古橋　温夫
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北澤　龍也
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０７０号
神奈川県横浜市栄区飯島町527　飯島団地４街区４―507
債務者　菅野　　修
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸　　郁子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２３号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　10―504、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目26番304号
債務者　上野　福生
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９２４号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地10―504、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目26番304号
債務者　上野ひとみ
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９４５号
埼玉県狭山市つつじ野４番16―307号
債務者　葛坂　　尊
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９５７号
埼玉県所沢市上新井２丁目16番地の８　カームハイツＡ―101
債務者　進藤　洋悦
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４７３号
香川県高松市木太町1402番地
債務者　溝上　保雄
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　時洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４８４号
香川県高松市多賀町２丁目17番１号佐野ビル302号
債務者　頓宮　　環
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１０７３号
兵庫県尼崎市久々知２丁目16番１号　マンションエウオール304
債務者　春戸　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６８６号
仙台市太白区八木山香澄町34番13―206号
債務者　紺野　早苗
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１０号
神戸市東灘区向洋町中５丁目10―501―2717、住民票上の住所神戸市東灘区西岡本７丁目８番11号
債務者　清水　智之
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　　弦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７４号
広島市佐伯区八幡東４丁目28番68―５―101号
債務者　坂本　賢二
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３０号
広島県安芸郡熊野町764番地の26
債務者　国本　太介
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部